

現場代理人の兼任が可能なケース

次のケース 1・2 の場合、現場代理人の兼任が可能

<注意事項（ケース 1、2 共通）>

- 建設業法第 26 条第 3 項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではない。
- 市発注工事と市以外の機関の発注工事間で現場代理人を兼任しようとする場合は、市以外の機関の規定等により兼任が認められない場合がある。

〔ケース 1〕

兼任しようとする工事に、4,000 万円（建築一式は 8,000 万円）以上の
工事が、1 件以上含まれる場合

<下記要件をすべて満たすこと>

- 1 原則 2 件
- 2 工事現場間の直線距離が 10km 以内
- 3 工作物に一体性若しくは連続性があり、または施工に当たり相互に調整が必要
- 4 工事現場に速やかに向かう等の対応が可能

【例】

工事 A（土木一式）
4,000 万円以上



工事 B（管）
金額は問わない

〔ケース 2〕

兼任しようとする工事すべて 4,000 万円
（建築一式は 8,000 万円）未満の場合

<下記要件をすべて満たすこと>

- 1 原則 3 件まで
- 2 最も遠い工事現場間の直線距離が 20km 以内、かつ、移動時間が概ね 20 分以内
- 3 工事現場に速やかに向かう等の対応が可能

【例】

工事 A（土木一式）
4,000 万円未満



工事 B（建築一式）
8,000 万円未満



工事 A（管）
4,000 万円未満

